

令和3年(行ウ)第5号 石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城 龍太郎 外2名
被告 石垣 市

証拠説明書 6

令和4年9月8日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大井 琢

同 弁護士 中村 昌樹



頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

記

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲28	意見書 原本	令和4年4月27日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること	
甲29	意見書 原本	令和4年7月2日		本件自治基本条例28条1項及び同4項は、文字どおり「1項の規定による要件を満たした市民からの請求があった場合、これを拒むことができず、住民投票を実施しなければならない」という「市長の義務」を創設した規定であること	

甲 3 0	大和 _市 自治基本 条例	写し		大和 _市	<p>大和_市自治基本条例は、「第 8 章 住民投票」、第 3 1 条（住民投票の請求等）において、同条第 1 項で「本市に住所を有する年齢満 1 6 歳以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」と定め、同条第 4 項で「市長は、第 1 項又は第 2 項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。」と定めていること</p>	
甲 3 1	大和 _市 自治基本 条例逐条解説	写し		大和 _市	<p>①逐条解説の第 3 1 条「・第 1 項について」において「住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ『3 分の 1 以上』としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第 4 項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施されること、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと、また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた、住民投票の結果の尊重義務も生かされないという理由からです。」と解説されていること</p> <p>②逐条解説の同条 4 項においても「第 4 項について 第 1 項、第 2 項の規定による住民、市議会からの請求を市長は拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票が即実施されることとなります。」旨、明確に、市長に住民投票の実施義務があると解説されていること</p>	

甲 3 2	憲法学教室 全訂第2版 (抜粋)	写し	平成18年3月25日	浦部法 穂	<p>憲法が保障する地方自治の核心は、「住民自治」と述べた上で、「住民からの住民投票の要求を、長や議会が無視して否決するというのは、どうみても民主主義的でない。一定数以上の住民の要求があれば、住民投票の実施を義務づける制度にすべきである。現行法のもとでは、住民からの住民投票の要求は、条例制定の直接請求の手続によらざるをえないから、有権者の50分の1以上の要求によるということになるが、50分の1で義務づけるのは、要件として緩すぎる(原文ママ)というのであれば、住民投票の請求はこれとは切り離して、たとえば有権者の5分の1以上の要求があれば住民投票を実施しなければならない、といった規定を、新たに設けるなどのことを考えるべきであろう」などと論じていること</p>	
甲 3 3	判タNo. 1494 2022.5 (抜粋)	写し			<p>①判例タイムズが、前訴第一審判決のみを登載したこと ②前訴第一審判決の解説においても、「本判決は、条例において住民投票に係る直接請求権を定めながら、これを実施するために必要な規則等の定めを欠く場合において、住民投票の実施の処分性を否定した一事例である。」と述べられていること</p>	